

# 利根下流地域森林計画変更計画書

計画期間      
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{自 令和4年4月1日} \\ \text{至 令和14年3月31日} \end{array} \right\}$$

(令和4・5年度一部変更)

群馬県

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、利根下流地域森林計画を次のとおり変更します。

なお、変更計画の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日とします。

- (1) 「II 計画事項」のうち「第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の一部を次のとおり変更します。
- (2) 「II 計画事項」のうち「第 3 森林整備に関する事項」の「1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）」の一部を次のとおり変更します。
- (3) 「II 計画事項」のうち「第 3 森林整備に関する事項」の「2 造林に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (4) 「II 計画事項」のうち「第 3 森林整備に関する事項」の「6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (5) 「II 計画事項」のうち「第 4 森林の保全に関する事項」の「1 森林の土地の保全に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (6) 「II 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「1 間伐立木材積その他の伐採立木材積」の一部を次のとおり変更します。
- (7) 「II 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「2 間伐面積」の一部を次のとおり変更します。
- (8) 「II 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「3 人工造林及び天然更新別の造林面積」の一部を次のとおり変更します。
- (9) 「II 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「4 林道の開設及び拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更します。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養<sup>かんよう</sup>、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ります。

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

現計画のとおり

### 2 その他必要な事項

現計画のとおり

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進等を勘案して計画事項を定めるものとします。

#### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるとともに、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて渓流周辺や尾根筋等に所要の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

#### ア 伐採方法について

現計画のとおり

#### イ 森林の区分別の施業の指針

現計画のとおり

#### （2）立木の標準伐期齢に関する指針

現計画のとおり

#### （3）その他必要な事項

現計画のとおり

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとします。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努めるものとします。

人工造林の対象樹種、標準的な方法及び人工造林を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

現計画のとおり

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

現計画のとおり

### (2) 天然更新に関する指針

現計画のとおり

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

現計画のとおり

### (4) その他必要な事項

現計画のとおり

## 3 間伐及び保育に関する事項

現計画のとおり

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

現計画のとおり

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

現計画のとおり

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めます。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーや、林業事業体のこれから経営を担う森林経営プランナーの育成を進めます。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進めます。

#### イ 森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

現計画のとおり

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

現計画のとおり

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の体质強化

現計画のとおり

#### イ 林業従事者の養成・確保

林業従事者の確保・養成を図るために、職場環境や労働条件の改善が必要です。

林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働負荷の軽減のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる待遇の改善等の取組を支援するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に務めます。

ウ 林業後継者の養成

現計画のとおり

- (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針  
現計画のとおり

- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材生産流通の合理化

現計画のとおり

イ 木材加工体制の強化

現計画のとおり

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業体との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

加えて、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進します。

- (6) その他必要な事項

現計画のとおり

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区  
現計画のとおり
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法  
現計画のとおり

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。その際、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災設備の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を適正に運用するものとします。

また、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

#### (4) その他必要な事項

現計画のとおり

### 2 保安施設に関する事項

現計画のとおり

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

現計画のとおり

### 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

現計画のとおり

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位：材積：1,000 m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,340	1,180	160	620	460	160	720	720	-
うち前半5年分	650	580	70	270	200	70	380	380	-

### 2 間伐面積

間伐面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	9,500
うち前半5年分	5,200

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,910	720
うち前半5年分	860	330

## 4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

(下線部が今回の変更箇所で、変更内容を備考に記載)

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	渋川市	渋川上ノ原	0.5	10	○		
開設	自動車道	林業専用道	渋川市	小原峯	1.5	60	○		
			渋川市計	2 路線	2.0	70			
開設	自動車道	林業専用道	前橋市	相吉1号	1.0	14			
開設	自動車道	林業専用道	前橋市	大穴支	2.0	29			
			前橋市計	2 路線	3.0	43			
渋川森林事務所計				4 路線	5.0	113			
開設	自動車道	指定林道	桐生市	梅田小平	2.1	255	○		
開設	自動車道		桐生市	上田沢花輪	1.0	40	○		
開設	自動車道	林業専用道	桐生市	赤柴孫	0.2	5	○		
開設	自動車道	林業専用道	桐生市	田沢	0.5	14	○		
			桐生市計	4 路線	3.8	314			
開設	自動車道		みどり市	桜峠	0.6	44	○		
開設	自動車道		みどり市	上田沢花輪	2.1	140	○		
開設	自動車道	林業専用道	みどり市	赤柴孫	1.2	30	○		
開設	自動車道	林業専用道	みどり市	浅原	0.3	18	○		
			みどり市計	4 路線	4.2	232			
桐生森林事務所計				8 路線	8.0	546			
利根下流森林計画区計				12 路線	13.0	659			

単位 延長 : km、面積 : ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半 5 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		渋川市	西赤城山	0.2		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	行幸田	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	長坂	0.6		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	田之郷	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	中山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	前山	0.2		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	前山中山	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	潜下	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	赤城白樺	0.5		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	桜木	0.3		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	大平	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	天神	0.8				改良
拡張	自動車道		渋川市	天神支	0.5				改良
拡張	自動車道		渋川市	日影山	1.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	二本木	0.5				改良
拡張	自動車道		渋川市	奥子持	0.3		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	峠山	1.0		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	谷の口程久保	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	富士山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	西の沢	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	上野原	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	諏訪平長坂	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	天神山	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	五輪平	1.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	芳ヶ沢	0.8		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	蛇ヶ岳	0.8		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	沖門	0.1		○		改良
			渋川市計	27 路線	10.6				
拡張	自動車道		榛東村	新井盗人越	0.2		○		改良
			榛東村計	1 路線	0.2				
拡張	自動車道		吉岡町	湯出入	0.1		○		改良
拡張	自動車道		吉岡町	水沢上野原	0.1		○		改良
			吉岡町計	2 路線	0.2				
拡張	自動車道		前橋市	溝ノ口	0.2		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	大倉	0.3				改良
拡張	自動車道		前橋市	不動大滝	0.4		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	鍋割相吉	1.0		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	滝沢	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	湯の口滝沢	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	赤城東麓	0.2		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	下横道	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	葦窪	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	東大河原	2.2				改良
拡張	自動車道		前橋市	箕輪	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	大穴	0.1		○		改良

単位 延長 : km、面積 : ha

開設 拡張別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		前橋市	大林	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	沼の窪	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	赤城白樺	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	鍋割相吉支	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	鶴山	0.2		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	白山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	白川	0.5		○		改良 路線の追加
拡張	自動車道		前橋市	一之渡戸	0.1		○		改良 路線の追加
			前橋市計	20 路線	7.8				
			渋川森林事務所計	50 路線	18.8				
拡張	自動車道		桐生市	三境	0.5		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	梅田小平	0.5		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	赤柴	1.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	田沢榆沢	1.0		○		改良 前半5カ年箇所の追加
拡張	自動車道		桐生市	花見ヶ原	1.0		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	平	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	株柄	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	控鳥屋	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	細程	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	広仁田	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	城梨木	0.3				改良
拡張	自動車道		桐生市	梨木沢	0.5		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	赤城東麓	5.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	田沢小中	1.0		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	松山	0.2				改良
拡張	自動車道		桐生市	荒神山	0.2		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	小谷急	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	広仁田支	0.3				舗装
拡張	自動車道		桐生市	八木原大畑	0.8				改良
拡張	自動車道		桐生市	間々下栗生	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	城山	0.2				改良
拡張	自動車道		桐生市	朝日沢	0.1				改良
拡張	自動車道		桐生市	一色	0.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	金沢	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	高仁田	0.8		○		改良 路線の追加
拡張	自動車道		桐生市	皆沢	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	桐生市	向山	1.5		○		改良
			桐生市計	27 路線	22.7				

単位 延長 : km、面積 : ha

開設 拡張別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		みどり市	小平座間	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	作原沢入	7.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	田沢小中	1.0				改良
拡張	自動車道		みどり市	小中新地	0.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	蛇ノ尾	3.3		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	高橋深ぐな	1.4				改良
拡張	自動車道		みどり市	高戸山	0.6				改良
拡張	自動車道		みどり市	横川	0.7				改良
拡張	自動車道		みどり市	松座	0.7		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	ねしゃか	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	小中西山	2.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	小中支	0.5				改良
拡張	自動車道		みどり市	東沢	2.6				改良
拡張	自動車道		みどり市	三境	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	柱戸	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	樋ノ入	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	牛沢	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	出屏	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	金山	0.5		○		改良 前半5カ年箇所の追加
拡張	自動車道		みどり市	加藤畠	0.2				改良
拡張	自動車道		みどり市	足渡戸	0.3				改良
拡張	自動車道		みどり市	塔ノ沢	0.5				改良
拡張	自動車道		みどり市	孫	0.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	塩沢小平	5.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	梅田小平	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	高名木	0.1		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	入山	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	次石	0.1				改良
拡張	自動車道		みどり市	八木原大畑	0.4		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	高松	1.2				改良
拡張	自動車道	林業専用道	みどり市	浅原	0.5		○		改良 前半5カ年箇所の追加
			みどり市計	31 路線	37.8				
桐生森林事務所計				58 路線	60.5				
利根下流森林計画区計				108 路線	79.3				

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 現計画のとおり

## 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 施業の方法及び時期

現計画のとおり